

社会福祉法人桜虹会 役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人桜虹会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、以下の報酬を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。

(1) 報酬

1回につき 3,000 円＋源泉所得税

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、以下の報酬及び交通費を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬は支給しない。

(1) 報酬

時給 1,500 円

(2) 交通費

実費を支給する。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、以下の報酬を支給する。

(1) 報酬

日額 17,000 円＋源泉所得税

3 役員及び評議員に支払う報酬総額は年間20万円以内とする。

(改廃)

第5条 本規定の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日より適用する。

この規定は、令和 3 年 3 月 27 日より適用する。

この規定は、令和 6 年 3 月 9 日開催の評議員会での承認後、3 月 10 日より適用する。